



マフラーの 騒音規制対策を強化！



改正概要

①騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止します。

②新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件に適合することが求められます。

※自動車及び原動機付自転車が規制対象

(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)

※車両型式認証を受けていない並行輸入自動車などはこれまで新車段階で加速走行騒音の防止要件が適用されていませんでしたが、今回新たに適用されます。

適用時期

平成**22**年**4**月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

マフラー（消音器）に対する騒音対策の強化!

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止します。

不適合事例

- マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの
(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件に適合することが求められます。

※自動車及び原動機付自転車が規制対象

(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)

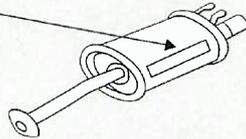
※車両型式認証を受けていない並行輸入自動車などはこれまで新車段階で加速騒音の防止要件が適用されていませんでしたが、今回新たに適用されます。

基準に適合するもの

(1) 次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示（車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示）

(例) 自動車メーカー商号、商標等



(ロ) 装置型式指定品表示（装置型式指定を受けた騒音防止装置に行う表示）(自マーク)

(例)



(ハ) 性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

(例)



(第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)

(ニ) 協定規則適合品表示（Eマーク）

(例)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。)

(ホ) 欧州連合指令 (EU指令) 適合品表示 (eマーク)

(例)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。)

(2) 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音レベルが82dB(原動機付自転車は79dB)以下である自動車等

■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。

(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

・COCペーパー (EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)

・WVTAラベル又はプレート (EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用